

日医発第 2262 号（地域）

令和 5 年 3 月 7 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范 敏

（公印省略）

特定行為に係る看護師の研修制度の推進に係るリーフレットの周知のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室より本会宛に、特定行為研修制度に係るリーフレットについての周知方依頼がありました。

本リーフレットは、在宅領域における特定行為研修の推進を図ることを目的に、厚生労働省事業として全国訪問看護事業協会により作成されたもので、医師及び訪問看護ステーションの管理者に特定行為研修制度をご理解いただくための内容となっています。

在宅医療において、医師が作成した手順書の下で看護師が特定行為を行うことは、患者さんへのタイムリーな処置等の実施や医師の業務負担の軽減につながります。本会としては、在宅医療に関する様々な課題の対応策の 1 つとして、本制度の活用が有効であると考えており、会員の皆様に本制度へのご理解と活用をお願いする次第です。

つきましては、リーフレットを 2 種（各 100 枚）お送りいたしますので、貴会管下郡市区医師会等への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、医師向けのリーフレットにつきましては、日医ニュース 4 月 20 日号に同封する予定であることを申し添えます。

事 務 連 絡

令和5年3月6日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局看護課

看護サービス推進室

特定行為に係る看護師の研修制度の推進に係るリーフレットの周知のお願い
(周知依頼)

特定行為研修制度の推進につきましては、平素より格別のご協力とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成27年に創設されました看護師の特定行為に係る研修制度は制度創設から7年が経過し、現在360の指定研修機関により研修が行われ、6,324名が研修を修了し、全国の医療現場等でご活躍いただいているところです。

今般、令和4年度厚生労働省看護職員確保対策特別事業において、在宅領域における特定行為研修の推進を図ることを目的に、一般社団法人全国訪問看護事業協会により医師及び訪問看護ステーションの管理者を対象とした特定行為研修制度を紹介するリーフレットを作成いただきました。

つきましては添付のリーフレットについて、貴会の会員の皆さまへの周知に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

- ・一般社団法人全国訪問看護事業協会

特定行為研修制度 訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト

リーフレット「訪問看護 de 特定行為」

<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/leaflet/>

担当

厚生労働省医政局看護課

看護サービス推進室

電話(代表)03-5253-1111

主 査 大野 由里子 (内線 4177)

係 長 中川 理恵 (内線 4176)

訪問看護 de 特定行為

～暮らしを楽しむ、生きるを楽しむ、尊厳を守るために～

「特定行為に係る看護師の研修制度」 紹介編

訪問看護師が特定行為研修を受講することで、医師があらかじめ作成した手順書に基づき、在宅療養に不可欠な医療行為を診療の補助として担えるようになります。

医師のみなさまの負担を軽減し、働き方改革を実現するための方策として期待されています。

訪問看護師が在宅で行う主な特定行為



脱水症状に対する
輸液による補正



褥瘡または
慢性創傷の治療における
血流のない壊死組織の除去



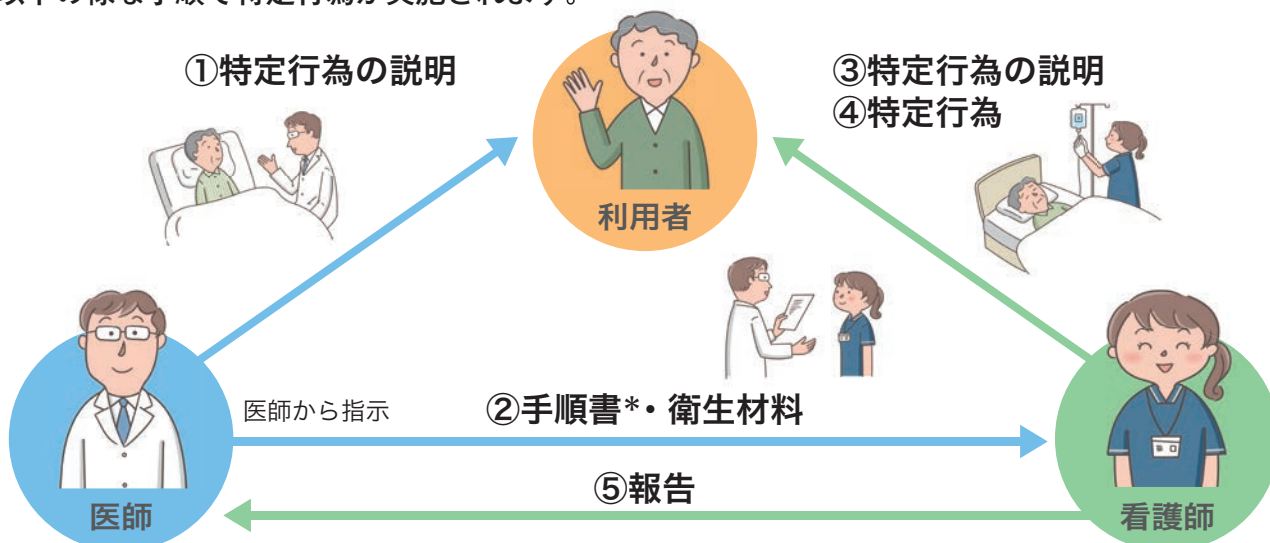
気管カニューレの交換



胃ろうもしくは
腸ろうカテーテル
又は胃ろうボタンの交換

特定行為の流れ

以下の様な手順で特定行為が実施されます。



*手順書とは、医師が看護師に診療の補助（特定行為）を行わせるために、その指示として作成される文書であり、「看護師に診療の補助を行わせる場合の病状の範囲」、「診療の補助の内容」等が記載されているもの。なお、手順書は医師があらかじめ作成するものであるが、必要に応じて看護師と連携して作成することもできる。

診療報酬

- ・在宅療養指導管理料…算定できます
- ・訪問看護指示料………300点
- ・手順書加算………6月に1回限り、150点
- ・衛生材料等提供加算…80点

訪問看護師による特定行為のメリット

▶ 利用者へのメリットと具体例

メリット1 悪化を予防



訪問看護師の臨床推論に基づくアセスメント

脱水を予測し補液の必要性を判断

手順書に従って点滴を実施



脱水の予防による病状の改善

メリット2 治癒を促進



訪問看護師による褥瘡の観察

臨床推論に基づく全身のアセスメントと判断

タイムリーに処置を実施・変更、栄養を管理

褥瘡の早期治癒



メリット3 生活を守る



訪問看護師による在宅での特定行為

- 生活リズムの中で必要な処置を受けることができる
- 臨時の訪問診療の回数が減り、時間的・経済的負担が軽減する
- 医療機関を受診する必要性が減り、移動の負担も軽減する



▶ 医師へのメリット

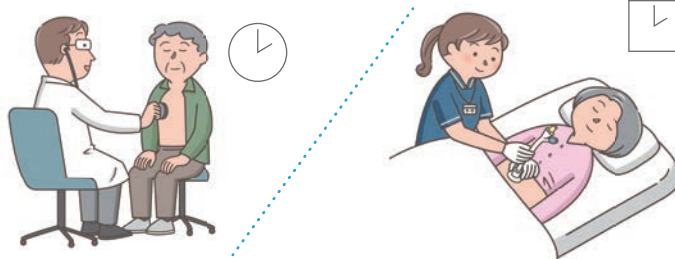
スムーズな治療判断

訪問看護師の臨床推論に基づくアセスメント、医学的見地を踏まえた報告、タイムリーな情報提供により、治療判断がスムーズになる。



医師の業務量の軽減

- 気管カニューレや各種カテーテル等の定期交換を訪問看護師に任せることが可能となり、他の業務に専念できる。
- 病状の変化、カテーテル等のトラブルなどに対し手順書の範囲で訪問看護師が対応可能となり、医師が早急な対応を迫られる頻度が減る。



例えば医師が外来診察中、訪問看護師が在宅で対応可能

特定行為研修制度等についてのより詳しい情報は以下をご参照ください

[厚生労働省] 特定行為に係る看護師の研修制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

[日本医師会] 看護師の特定行為に係る手順書例集（厚生労働省ホームページ）

https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/009642.html



厚生労働省



日本医師会

詳しくはポータルサイトをご覧ください

訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>



訪問看護 *de* 特定行為

～暮らしを楽しむ、生きるを楽しむ、尊厳を守るために～

「特定行為に係る看護師の研修制度」 導入編

この制度は、高齢者人口がピークとなり生産年齢人口も減少し続ける 2040 年を見据え、在宅医療等を支える看護師を養成するものです。

医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、看護師が「特定行為（診療の補助）」を行います。在宅でも訪問看護師にその役割が求められています。

特定行為の流れ

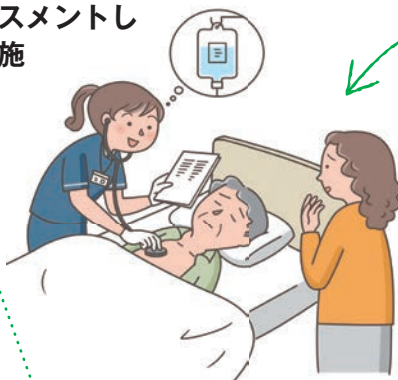
1 医師から利用者に
特定行為の説明



2 医師から手順書の交付と
衛生材料の提供



3 利用者の体調をアセスメントし
手順書に基づいて実施



4 アセスメントの内容と
実施した特定行為を医師に報告



訪問看護師が在宅で行う主な特定行為

栄養及び水分管理に係る
薬剤投与関連



脱水症状に対する
輸液による補正

褥瘡管理関連



褥瘡または
慢性創傷の治療における
血流のない壊死組織の除去

呼吸器（長期呼吸療法に
係るもの）関連



気管カニューレの交換

ろう孔管理関連



胃ろうもしくは
腸ろうカテーテル
又は胃ろうボタンの交換

診療報酬

- ・ 専門管理加算…2,500 円（1 回 / 月）
- ・ 専門性の高い看護師との同行訪問…特定行為研修修了者（創傷処置関係）が追加
- ・ 機能強化型訪問看護管理療養費…特定行為研修修了者を含む、専門研修を受けた看護師が配置されていることが望ましい要件として追加

訪問看護師による特定行為のメリット

▶ 利用者へのメリットと具体例

メリット1 悪化を予防

訪問看護師の臨床推論に基づくアセスメント

脱水を予測し補液の必要性を判断

手順書に従って点滴を実施

脱水の予防による病状の改善

メリット2 治癒を促進

訪問看護師による褥瘡の観察

臨床推論に基づく全身のアセスメントと判断

タイムリーに処置を実施・変更、栄養を管理

褥瘡の早期治癒

メリット3 生活を守る

訪問看護師による在宅での特定行為



- 生活リズムに沿った処置が可能になる
- 受診に伴う移動への身体的負担が軽減される
- 通院のための時間や病院での待ち時間が不要になる
- 受診や訪問診療の回数が減り、経済的負担が軽減される

▶ 事業所へのメリット

質の高い医療の提供

- 実地研修による高度な技術を修得した訪問看護師が安全に「特定行為（診療の補助）」を行える

看護水準の向上

- 臨床推論に基づいたアセスメントや判断力により、事業所全体の看護の力が向上する

医師との円滑な連携

- 医学的見地を踏まえた報告により、医師とのコミュニケーションが円滑になる

特定行為研修のイメージ

以下のような研修の受講により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけます。



例 創傷管理関連を受講する場合

共通科目

以下のいずれか

- 全て通学
- eラーニング + 一部通学



区分別科目

<特定行為区分>

例 創傷管理関連

<特定行為>

- 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- 創傷に対する陰圧閉鎖療法

<実習施設>

- 協力施設の訪問看護ステーション（勤務先）
- 協力施設の病院など（勤務先外）



- ・ 在宅で行う主な特定行為研修の受講には、研修機関や区分別科目にもよりますが、概ね1年～1年半かかります。
- ・ eラーニングが活用できるため、就労しながらの受講が可能です。



この研修を受けていなければ、現在行っている医行為（診療の補助）は行えなくなりますか？



本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません

これまで通り、看護師は医師の指示で特定行為に相当する診療の補助を行うことができます。

詳しくはポータルサイトをご覧ください



訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>

